

札幌地方裁判所地方裁判所委員会（第39回）議事概要

1 日時

平成29年5月16日（火）午後3時から午後4時10分まで

2 場所

札幌地方裁判所本館5階大会議室

3 出席者

（委員）岩田雅子，及川靖，小川恭子，甲斐哲彦，小出幹，坂本英俊，砂子章彦，千葉悦子，中務航志，本間雅恵，山本哲生，湯川浩昭（五十音順敬称略）

（説明者）札幌地方裁判所判事 小河原寧

（庶務）札幌地方裁判所民事首席書記官，同事務局長，同事務局次長，同事務局総務課課長，同事務局総務課課長補佐

4 議事トピックス

(1) 札幌地方裁判所判事から，札幌地裁における労働審判制度及び労働関係訴訟について説明がされ，引き続き意見交換をしました。

(2) 次回委員会は，「札幌地裁における要配慮者対応について」をテーマとして協議する予定になりました。

（議事概要は，次ページ以降に記載しています。）

5 議事等

(以下、発言者は、■：委員長，○：委員，□：説明者と表示)

【札幌地方裁判所における労働審判制度及び労働関係訴訟について】

(1) 札幌地方裁判所判事から、札幌地裁における労働審判制度及び労働関係訴訟について説明がされた。

(2) 協議

○ 労働審判員には、使用者側と労働者側とで、主にどのような経歴の方が任命されているのですか。

□ 多くの場合は経済団体や労働団体からの推薦などを受けて、最高裁判所が任命をしています。

○ 正規雇用の方，非正規雇用の方，アルバイトの方の申立ての割合は、それぞれどれくらいでしょうか。

□ 統計は取っておりませんが、正規雇用の方の事件が多く、非正規の方，アルバイトの方の順で少なくなるという感覚です。

○ 労働関係の紛争は、民事調停事件としても申し立てられますが、裁判所の窓口で、ある程度手続の選択をアドバイスすることはありますか。

□ 先ほど説明したようなそれぞれの手続の特徴を説明し、最終的にはご本人に選んでいただくことになると思います。

■ 裁判所では、手続についての説明はできるのですが、最終的にどれを選ぶかは、ご本人の判断に委ねられています。当事者の代理人となる弁護士にとっては、どのような点から手続を選択されることになりますか。

○ 手続選択の最大の考慮要素は、証拠がどこまであるかだと思います。労働審判で一番多い未払賃金請求を例にすると、基本的には証拠があるかどうかを見ます。小さい会社だと、いわゆるタイムカードなど記録が全くないことも多いので、訴訟を想定した時に、どこまで立証できるかを考え、調停ですと、会社側から証拠を出してもらうなど、柔軟な対応も期待できるので、そのような場合は調停が一番良いかと思います。

○ 労働審判でテレビ会議を利用した期日が昨年から実施されるようになったと認識しているのですが、昨年の実施以来、どの程度の件数がテレビ会議で行われているのですか。

□ 当庁管内では、テレビ会議システムを利用した労働審判の実績は、昨年はありませんでした。いわゆる電話会議システムを利用した例はあります。

■ 現在はまだ当庁管内の支部にはテレビ会議システムが整備されていないので、物理

的に利用できないのですが、来年度中には苫小牧、室蘭、岩見沢、小樽をはじめとした全支部にテレビ会議システムが整備されるため、それ以降は実施できる予定です。

- 第1回目からテレビ会議が利用でき、当事者が全く本庁に出頭しなくても、事件終了に至ることができるという認識でよいでしょうか。
- そのとおりです。
- 先ほど、調停と労働審判の特徴について話題になりましたが、調停の場合は、調停が不成立となった場合は、引き続き手続きは予定されておらず、別途訴訟等を提起する必要があること、調停委員は必ずしも労働問題に対して専門的知識を有しているとは限らないこと、労働審判のように3回での解決が見込みにくい場合がある、という点が文献で述べられています。そのような特徴も踏まえて、当事者が選択されているのだと思います。
- 労働審判の場合は、調停が成立しなくても労働審判委員会としての結論、労働審判というかたちで審判官が一定の結論を示しますので、それを見越した上で解決に向かいやすい、そして、調停が成立せず、労働審判を示した場合でも、異議が申し立てられなければ、労働審判が確定することになります。全国、札幌とも約3分の1の事件は労働審判に異議が出されずに確定するというのが現状です。労働審判に対して異議が申し立てられると自動的に訴訟が提起されたと同じ状況になりますが、労働審判から移行された訴訟についても、最終的な結論は、札幌の例ですと判決が3割、和解が約5割と、半分は訴訟になったとしても更にもう一度和解ができるということで、和解等による全体的な紛争の早期解決には非常に有効に機能している制度と言えると思っています。
- 平成24年を見ると、労働審判事件が188件と、飛び抜けて多いようですが、背景に何かあったのでしょうか。
- 確かにこの年の件数は突出していますが、特に分析まではされておりません。
- 電通の事件が大きくクローズアップされましたが、労働審判又は訴訟において、過重労働による体調不良や、自死事案などは増えてきているのでしょうか。
- 過重労働によって自死されてしまったとか、体を壊してしまったというような事件は、非常に紛争性が高く、労働審判で結論を出すのが難しいため、訴訟を提起するのが一般的だと思います。安全配慮義務違反、きちんと労働時間を管理していなかった過失があるということで損害賠償を求める民事訴訟のほか、労災の不支給処分の取消しを求めるというような行政事件も考えられますが、そのような事件は、感覚的には増加傾向にあるとは言えないと思います。最近では、長時間労働だけではなく、いわゆるパワハラなどの精神的負担等の事案が非常に多くなっており、それによって体調を

壊したという主張が、以前に比べると増えているかと思います。

- 通常の訴訟と違って、労働審判ではどのような点に留意して進行させているのでしょうか。
- 早めに心証形成をするため、1回目の期日から証拠を出していただくのが原則になっています。条文上は2回目まで証拠を提出できることになってはいますが、最初に全て提出していただいています。また、1回目からご本人に来ていただき、2、3時間くらい時間を取り、ご本人及び会社側の事情をよく聞きます。そうすると、精密な事実認定はできませんが、おおよその心証はつかめますので、その心証に基づいて解決案を提示させていただくという流れかと思います。足して2で割るような和解案ではなく、心証の形成に基づいた和解案、ただ、その心証は訴訟のような精密なものではない、このようなイメージです。
- 第1回で証拠を集め、集中した議論や意見交換をしながら、裁判所がどこまで踏み込んで労働審判委員会の結論をある程度示して進めることができるかがポイントでしょうか。
- 3回目の期日まで進むことはむしろ少なく、大体1回、2回で和解が成立している事案が多いです。
- 労働審判委員会は3人となっていますが、この中で意見が分かれることはないのでしょうか。
- 不思議なことにそれほどありません。分かれた際は、合議ですので最終的には多数決となりますが、その場合は全員一票の平等な票で判断します。ただ、みんなで評議をすると、結論は落ち着くところに落ち着くというのが現状です。
- 市の法律相談には労働関係の相談はあまりなく、相続関係の相談が多いです。労働関係となると、直接弁護士に相談というのが多いのではと思います。今回私は初めてこの労働審判制度を知りましたので、市の方での電話相談、最初は電話相談ですが、その中で法律相談があるという紹介をすることもありますので、今回のお話を聞いて、労働審判制度がありますという案内ができるかなと感じました。
- 相手方について、弁護士の選任割合は、通常の訴訟と比べてどうでしょうか。
- 通常訴訟よりは弁護士の関与率は高いと思います。
- 労働審判は、ある程度第1回目の期日に証拠を含めて提出いただき、短期間で集中して審理をします。弁護士が関与して準備いただくことが、早期解決に資することから、双方に代理人がつく割合が9割というかたちで運用されているという実情です。
- 集中して手続をやるから弁護士がいた方がいいということをご理解してお

り、また、周知もされているのでしょうか。

■ ご本人というより、いろんな相談窓口や、弁護士会等に行ったときに、ご本人で対応するのはなかなか難しいというアドバイスを受けているのではと思います。

○ 弁護士に委任するところまでいかない事案を民事調停で引き受けていると感じました。

先ほど、民事調停委員は専門家ではない場合もあるということでしたが、いわゆる専門家調停委員もおりますので、案件に応じた調停委員が担当されています。また、民事調停では、一般の社会ではどう考えるのかという視点は忘れないようにやっていると思います。労働審判では、迅速性を優先し、いわゆる労働問題に特化した事案を扱っていると思いますが、事案によっては民事調停でも労働事件を適切に扱っていることを分かっていただけだと思います。

【次回のテーマについて】

○ 平成28年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、1年が経過しました。報道によると、自治体が事業者などに指導や助言をしたケースもあるとされています。

当庁においても、例えば裁判員裁判においては、裁判員となられる方に対し、手話通訳者や要約筆記者を手配したり、点字プリンタや拡大読書器等を整備するなどといった取組を行っています。

また、耳の聞こえづらい来庁者の方には、補聴器を貸し出したり、大きな声で分かりやすく対応するほか、お子さま連れの来庁者の方には、ベビーカーを貸し出すなどの対応をしております。

当庁で行っている配慮を要する方に対する取組みについて、外部の有識者である地裁委員から御意見をいただくことにより、国民の意識や実情、裁判所にはどのようなことが期待されているかといったことなどについて、裁判所側が理解を深めることが期待できると思います。

次回の地裁委員会は、「札幌地裁における要配慮者対応について」というテーマで協議してはいかがでしょうか。

(意見なし)

■ それでは次回は「札幌地裁における要配慮者対応について」というテーマで協議したいと思います。

【次回の予定について】

次回は、平成29年11月28日(火)午後3時から札幌地方裁判所で開催することとなった。